

## 特別注意銘柄(注)指定一覧(2016年4月1日以降)

2024年3月、特設注意市場銘柄制度の見直しを行い、「特設注意市場銘柄」は「特別注意銘柄」に呼称変更しました。

最終更新日: 2024年3月8日

公表日	
銘柄名	該当なし
コード	
指定日	
指定理由	

(注)「特別注意銘柄」について

虚偽記載を行うなどして上場廃止のおそれが生じたものの、審査結果、影響が重大とはいえないと認められ上場廃止に至らない場合で、かつ、内部管理体制等について改善の必要性が高い認められる時に指定するものです。

特別注意銘柄へ指定された場合、指定から1年を経過するごとに、内部管理体制の状況等について記載した内部管理体制確認書を提出することとなります。なお、提出された内部管理体制確認書に基づき、内部管理体制等に問題があると認められない場合には、特別注意銘柄の指定が解除されます。

特別注意銘柄に指定されている上場株券等の発行者である上場会社が、本所に内部管理体制確認書の提出を3回行った場合で、かつ、当該内部管理体制等に引き続き問題があると本所が認めるときは、上場廃止するものとします。